

番 号 : 150493

国 名 : ベナン

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

件 名 : 「内水面養殖普及プロジェクトフェーズ2」詳細計画策定調査 (養殖)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 養殖
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年8月下旬から2015年11月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 1.23M/M、合計 1.73M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
 5日 37日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月15日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービ
 ル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 48点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 8点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務 :

内水面養殖に係る各種業務

対象国／類似地域：	アフリカ／全途上国
語学の種類：	英語 または 仏語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等
特になし

(2) 必要予防接種

黄熱病：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

6. 業務の背景

ベナンは海岸線約125km、約27,750km²の排他的経済水域、約33,300haの汽水地域、700kmの河川水域、20万haの氾濫原を有する。しかし海面漁業の生産力は高くなく、また内水面漁業では違法な漁具・漁法の使用が後を絶たず、自然環境や水質の悪化等による影響もあって水産資源は減少しており、同国における水産物需要約11.3万トン/年に対し、国内漁業生産量は約4万トン/年（2002～2012平均）を満たすに留まる。また、同国における水産物による動物性蛋白供給量、平均12kg/人/年に対し、国内産の水産物からは4.47kg/人/年（2005～2012年平均）しか賄えておらず、これを埋めるために、毎年7万～8万トン/年（2010～2013年）の冷凍魚を輸入する状況となっている。内水面養殖は自然環境面や社会経済面でポテンシャルが高いものの、その発展はまだ不十分で、JICAの協力やベナン側の取組みによって緒に就いたところである。

日本の対ベナン水産協力は、1990年代に漁船動力化推進専門家派遣と無償資金協力により開始され、その後、ベナン政府の水産物自給率向上、水産物輸入削減を目的とした水産振興政策の策定に伴い、養殖専門家派遣（2000～2008年）を始め、開発調査「内水面養殖振興による村落開発計画調査」（2007～2008年）、技術協力プロジェクト「内水面養殖普及プロジェクト（以下、PROVAC）」（2010年6月～2014年12月）の実施等、内水面養殖分野への協力を進めている。PROVACは同国南部7県を対象とし、農民間研修の手法を導入した養殖技術普及により、養殖家数や養殖量の増加、技術の定着等、多くの成果を上げてきた。同国の内水面養殖生産量は、水産物消費量の2%弱に留まっているものの、PROVAC及びベナン国官民両セクターの貢献により、2010年の364トンから2013年の667トンへと倍増した。周辺国からの関心も高く、視察や技術交換、研修受入を実施する等、広域対応を行っている。

しかし、普及員や養殖農家等の能力には未だ差があり、地域全体をカバーする養殖普及体制は構築できていない。かかる状況から、ベナンは内水面養殖普及の対象地域を広げ、養殖生産量の増加による国内における動物性蛋白供給の拡大・安定を目指し、「内水面養殖普及プロジェクトフェーズ2」（以下、本プロジェクト）を要請した。また、本プロジェクトでは、ベナンにおける内水面養殖活動支援の知見を活用し、周辺国への広域支援を行うことを想定している。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、他の業務従事者やJICA調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な調査を行う。また、本プロジェクトは、先行フェーズであるPROVACの成果を踏まえ、近隣国における内水面養殖事業を支援する広域対応を想定しているため、本業務従事者は、近隣国で内水面養殖のポテンシャルの高いカメルーン及び開発調査型技術協力「内水面養殖再興計画策定プロジェクト」を実施予定のコートジボワールにおいて現地調査を実施し、カメルーンにおける内水面養殖の現状や課題を調査・分析し、本プロジェクトが取り組む広域対応の中でどの様な形で関与可能か検討するとともに、コートジボワールにおける開発調査の概要や内水面養殖関連施設、民間動向等の概要を調査するとともに、同開発調査との連携・情報共有の可能性につき検討の上、提言を行う。また、コートジボワールでは、ベナンにおける事業を管轄するJICAコートジボワール事務所あて、調査結果の報告を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2015年8月下旬)

- ①要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ベナン側関係機関 (カウンターパート機関等) に対する質問票 (案) (英文または仏文) を作成する。
- ②ベナンの内水面養殖の現状及び課題について情報収集し、課題を抽出する。
- ③本プロジェクトの広域支援対象国のひとつとして可能性があり、内水面養殖のポテンシャルが高いと言われているカメルーンにおける内水面養殖の政策、現状及び課題、ドナー支援状況等を確認する。
- ④PROVACの活動背景、経緯、内容、成果等を把握の上、担当分野の観点からフェーズ2である本プロジェクトの目標、成果、活動、指標、投入等の想定を行う。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年9月上旬～10月中旬)

- ①JICAカメルーン事務所、コートジボワール事務所及びベナン支所等との打合せに参加する。
- ②ベナン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③回収された質問票を分析するとともに、既存資料及び現地調査を通じ担当分野に係る追加情報・資料を収集し、現状を確認・分析の上、提言する。
具体的な調査項目は以下のとおり。

【カメルーン】

- ア) 内水面養殖の政策
- イ) 内水面養殖の現状と課題
- ウ) 内水面養殖における政府の役割、体制 (組織、予算、他機関との関係等)
- エ) 内水面養殖における民間の役割、体制、投資
- オ) 技術的観点からの内水面養殖支援ニーズ (必要な分野、内容等)
- カ) 内水面養殖に対する他ドナー等の支援状況
- キ) 本プロジェクトによる広域支援ニーズ

【ベナン】

- ア) 内水面養殖の政策及び本プロジェクトの位置付け

- イ) 内水面養殖の現状と課題
- ウ) 内水面養殖における政府の役割、体制（組織、予算、他機関との関係等）
- エ) 内水面養殖における民間の役割、体制、投資
- オ) 内水面養殖支援のニーズ（必要な分野、内容等）
- カ) 内水面養殖に対する他ドナー等の支援状況
- キ) 先行フェーズ終了後の状況・課題等（持続性、発展性等）
- ク) 本プロジェクトによる広域支援実施のベナン国側における位置付け

【コートジボワール】

- ア) 内水面養殖の政策及び開発調査型技術協力の内容及び政策への位置付け
- イ) 内水面養殖の現状と課題

- ④FAOのアフリカ養殖開発特別プログラム（SPADA：Special Programme for Aquaculture Development in Africa）やベナンにおけるFAOの水産・養殖セクターへの支援状況を確認し、連携等の可能性について検討する。
- ⑤具体的なプロジェクトの活動内容及びサイトが想定できる場合は、候補地の現地踏査を実施し、協力対象者や組織、養殖条件、アクセス等、プロジェクトを実施するに当たっての現況や課題等につき確認する。
- ⑥調査団が開催するワークショップに参加し、③で把握した状況と我が国の養殖分野における比較優位性を考慮し、本プロジェクトにおける協力の方向性について関係者とともに検討する。
- ⑦ベナン側関係者との協議で合意された内容につき、R/D(Record of Discussions)案、M/M (Minutes of Meetings) 案の取纏めに協力する。
- ⑧コートジボワール「内水面養殖再興計画策定プロジェクト」の概要及び実施体制、政策との関係等を調査し、本プロジェクト策定の参考とするとともに、連携・情報共有の可能性につき検討の上、提言を行う。
- ⑨担当分野に係る現地調査結果をJICAカメルーン事務所、コートジボワール事務所及びベナン支所等に報告する。
- ⑩担当分野の観点から評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）につきプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑪調査に係る詳細計画策定結果（案）の策定に協力する。

(3) 帰国後整理期間（2015年10月中旬～2015年10月下旬）

- ①詳細計画策定結果の作成に協力する。
- ②事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ③PDM、P/O、R/Dの作成に協力する。
- ④帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ⑤担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取纏めに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませす（見積書に計上して下さい）。航空経路は、成田⇒パリ⇒ヤウンデ⇒コトヌ⇒アビジャン⇒パリ⇒成田を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、単独で調査を行う期間、JICAカメルーン事務所及びベナン支所より本業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませすので、見積書への記載は不要です）。

- ・カメルーン及びベナンにおける車両関係費
- ・カメルーン及びベナンにおける通信費
- ・カメルーン及びベナンにおける資料等作成費

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年9月5日～10月11日を予定しています。

JICA団員の現地調査期間は2015年9月22日～10月10日（約2週間半）を予定しています。

本業務従事者は、JICA団員の現地調査期間に先行して現地調査を開始し、ベナン調査開始前にカメルーンの現地調査を単独で実施することとします（後に、別日程でJICA団員もカメルーンにて調査を行います）。カメルーンでの調査期間は1週間程度を想定します。

ベナン調査終了後、JICA団員と同時にコートジボワールへ移動し、現地調査及びJICAコートジボワール事務所報告を行います。調査期間は2日間程度を想定します。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 養殖政策・開発戦略 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (コンサルタント)
- オ) 養殖 (コンサルタント)
- カ) 日仏通訳 (JICA)

③ 便宜供与内容

JICAカメルーン事務所、コートジボワール事務所及びベナン支所による便宜供

与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿泊手配
あり（当初の調査日程に基きJICAが手配します。変更等は本業務従事者が独自に対応願います。）
- ウ) 車両借上げ
- エ) カメルーン及びベナンにおける車両借上げについては、JICAカメルーン事務所及びベナン支所にて予約・支払を行います。全行程の燃料費、通行料、地方での車両借上げ費については、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。
- オ) 通訳備上
必要に応じ現地にて英仏通訳を備上します。
日仏通訳がJICA団員に同行します。
- カ) 現地日程のアレンジ
各国における調査開始時の関係機関訪問についてはJICAカメルーン事務所、コートジボワール事務所及びベナン支所がアレンジします。
- キ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（TEL:03-5226-8409）にて配布します。調査業務の実施に際しては、資料①の指針に従い、資料②の内容を参考にすることとします。

- ① アフリカ内水面養殖協力指針
- ② ベナン国「内水面養殖普及プロジェクト」報告書
- ③ カメルーン国内水面養殖調査報告書
- ④ コートジボワール国「内水面養殖再興計画策定プロジェクト」資料

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地調査の実施に当っては、JICAカメルーン事務所、コートジボワール事務所、ベナン支所、在カメルーン日本国大使館、在ベナン日本国大使館及び外務省海外安全ホームページ等により提供される安全情報及び指導に従うこととします。
- ③「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年11月）」の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談下さい。

以上